責任の分担

市と指定管理者の責任分担については、次表を基本として対応するものとする。ただし、表に定める事項に疑義がある場合、または定めのない事項については、市と指定管理者が協議して定めるものとする。

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	一定の範囲内の物価変動に伴う人件費、物品費等、光熱水費等の経費の増		○
	一定の範囲を超える物価変動に伴う人件費､物品費、光熱水費等の経費の増	協　議	
資金調達	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
	金利変動に伴う資金調達経費等の増		○
	経費の支払い遅延（指定管理者から業者等へ）によって生じた事由		○
周辺地域住民及び施設利用者への対応	周辺地域・住民との協調		○
	指定管理者、管理運営等業務の内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応	○	○
	上記以外の場合	○	○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	

	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制上の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外の税制変更		○
政治的行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、管理運営等業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理費における当該事業による経費の増	○	
運営リスク	施設及び機器の不備、施設管理上の不適合管理または火災等の事故による臨時休業に伴うリスク		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、寒冷、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他の市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業の履行不能	協　議	
災害復旧	復旧作業（日常業務範囲内の小規模なもの）		○
	上記以外のもの	○	
火災等事故	管理上の不適合管理による火災等事故		○
災害時対応	待機体制の確保、調査、報告、応急措置		○
	指示等（市→指定管理者）	○	
書類の誤り	協定内容等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
施設設備の損傷	経年劣化によるもの及び第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（日常管理業務範囲内）		○
	経年劣化によるもの及び第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（施設の大規模改修、原形を変ずる修繕など）	○	
	市長の許可を受け、指定管理者が行った運営上必要な改修等の部分に係るもの		○
	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
備品の損傷	既存備品が経年劣化により破損した場合（管理運営等業務に係るもの）	○	
	既存備品が経年劣化により破損した場合（自主事業に係るもの）		○

	既存備品が指定管理者の不適合管理により破損した場合		○
	指定管理者が新規に購入した備品の損傷		○
資料等の損傷	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
施設設備等の修繕	１件 10 万円（税込）以上の場合	△	
	１件 10 万円（税込）未満の場合	△	○
備品購入（更新含）	運営営業上、新たに必要となった備品の購入		○
	運営営業上、必要となる備品の購入・更新で施設に付帯するもの	△	○
	建設当初から備わっていた備品で施設として必要な備品の更新	○	△
利用者及び第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生の場合		○
事業引継時等の費用	指定管理の引継（指定期間前の準備及び次期管理者への引継）及び指定管理期間が満了した場合または期間中途において業務を廃止した場合における撤収費用		○

○＝管理・負担する　　△＝内容によって協議の上管理・負担する